

第7回 余市町民自治推進委員会意見集約結果について

〔委員 【意見】「意見について委員会での指摘を具現化すべき方向で、調整すべきと考えます。」〕

第3節 しごと

(産業の振興と職場づくり)

第24条 町民及び町は、豊かな自然や温暖な気候による特色ある風土を活かした産業の振興を図るとともに、働く場の確保及び移住の受入れ促進に努めます。

2 町民及び町は、次代の人たちが魅力を感じ、誇りを持てる職場づくりに努めます。

【委員会指摘事項】

「産業の振興」「働く場の確保」「移住の受入れ」これを一つの項にまとめてしまっているのか。

「誇りを持てる職場づくり」は誰がやるのか。職場は企業、働いている従業員がつくっていくと思うが、町民と町がつくるとはどんなイメージなのか。

第7条2項との整合性はどうか。

【参考】(事業者の役割)

第7条 事業者は、地域社会の一員として、その活動を通じ、又は持てる資源を活かして、産業、教育、文化、環境等の分野で地域に貢献するよう努めます。

2 事業者は、社会的な役割を認識し、従業員等の行う地域活動にも配慮して、住みよい地域社会の実現に寄与するよう努めます。

委員長

(1) 委員会指摘事項「『産業の振興』『働く場の確保』『移住の受入』これを一つの項にまとめてしまっているのか」について

【意見】 指摘については理解できるが、自治基本条例の性格から、「第3節 しごと」の比重はそれほど高くはないので、当面、現行のままでもよいと考える。

(2) 委員会指摘事項「『誇りを持てる職場づくり』は誰がやるのか。職場は企業、働いている従業員がつくっていくと思うが、町民と町がつくるとはどんなイメージなのか。」について

【意見】 本来、町に立法の意図を伺い、それに対する回答を受けて意見を言うべきであろうが、その時間的余裕がないので、先に委員としての意見を述べる。

指摘のとおり、「職場は企業、働いている従業員がつくっていく」ものであろうが、企業と従業員はいずれも「町民」である(条例第2条第1号)。また、「町」は、企業の厚生事業等に対する補助金や従業員が働きやすい保育政策の実施等で、「誇りを持てる職場づくり」のために企業や従業員を側面から支援することができるかと考える。

(3) 委員会指摘事項「第7条第2項との整合性はどうなのか。」について

【意見】 町(立法者)の意見を伺うのが先かと思うが、次のように考える。第7条(事業者の役割)は、「第2章 町民」の「第1節 町民の在り方」という、総論的箇所において、一般的、総体的な「事業者の役割」について規定している。これに対し、第24条は、「第5章 まちづくり」「第3節 しごと」という、各論について規定したものであり、整合性は図られている(矛盾していない。)と考える。

【委員】 【意見】 「移住の受入れ」については、分けて記載して強調したほうがよい。

委員

【意見】「産業の振興」「働く場の確保」「移住の受入れ」は地方創生の重要なテーマであり、個々に分けてしまうと壮大な条項になると思います。町民が条文を読んで目的意識を持たせるという意味ではこのままで良いと思います。』

第24条第2項の指摘事項及び第7条第2項との整合性について

【意見】「職場が余市町にある企業従事者も「町民」としてとらえています。「誰がやるのか」と問われるのなら「町民」全員です。

委員 第24条第2項について

【意見】「委員会の指摘にあるように職場は企業と従業員が作って行くものだと思いますが、行政にはそれをサポートする役割もあると思います。

第4節 情報共有

(情報の公開)

第25条 町は、町民に開かれた町政運営を推進するため、町が保有する情報をわかりやすく提供し、公開するよう努めます。

2 町が保有する情報については、別に条例で定めるところにより、情報を公開します。

【委員会指摘事項】(第25条・第26条共通の指摘事項)
情報公開、情報共有の部分で、原則公開を明記すべきだったのではないか。

委員長

第25条

委員会指摘事項「情報公開…の部分で、原則公開を明記すべきだったのではないか。」について

【意見】 指摘は十分理解できるが、第27条で「説明責任」が明記されており、そこで「原則公開」の趣旨を読み取ることは可能であると考えます。札幌市条例第25条(情報公開)、ニセコ町条例第7条(情報共有のための制度)に「原則公開」の記述はないが、札幌市条例第25条では「市政に関して、市民に説明する責任を果たすため」という文言が入っている。

委員

第25条、第26条の共通指摘事項について

「原則公開」を付記すると、「秘密の情報・公開したくない情報」が有るのではと感じられます。ありのままの情報(個人情報以外)を公開し、判断は町民にさせた方がよいと思います。

(情報の共有)

第26条 町民及び町は、まちづくりに関する情報を積極的に収集し、提供し合うことにより、情報を共有してまちづくりの推進に努めます。

2 町は、町政に関する情報をさまざまな手段を用いて、わかりやすくかつ速やかに提供するものとします。

委員長

第26条

委員会指摘事項「…情報共有の部分で、原則公開を明記すべきだったのではないか。」

について

【意見】 指摘は理解できるが、第27条で「説明責任」が明記されており、そこで「原則公開」

の趣旨を読み取ることは可能であると考えます。

なお、札幌市条例第26条(情報提供)、ニセコ町条例第7条(情報共有のための制度)に「原則公開」の記述はない。

第27条 意見なし

第28条 意見なし

第5節 意見交流

(町民との意見交流)

第29条 町は、町政の状況把握及び改善の検討、実施事業の更なる活性化に向けての取り組み、地域の特色を活かす工夫等について、意見交流する場を設け、町民が参加するまちづくりを推進します。

【委員会指摘事項】

第33条でも「交流」になっているが、町民は他の町民とは違うのだから、「意見交流」は、「意見交換」の方が分かりやすいのではないか。

【参考】 (町外の人々との交流及び連携)

第33条 町民及び町は、近隣市町村の人々と環境、福祉、観光等共通する課題について積極的に情報交換を行い、交流を深め、公共的な社会基盤等が広域的に活用されるまちづくりに取り組みます。

委員長

第29条

委員会指摘事項「第33条でも『交流』になっているが、町民は他の町民とは違うのだから『意見交流』は、『意見交換』の方が分かりやすいのではないか。」について

【意見】 指摘に「説得力」があることを認めざるを得ないが、「用字用語」の問題に近く、実質改正の際に併せて「検討」すべき事項と考える。

なお、名詞の「取り組み」は、「**取組**」が正しいので、これも実質改正の際に「訂正」すべきと考える。

【参考】 広辞苑では次のように説明されている。

「交流」… ちがった系統のものが互いに入りまじること。また、入りまじらせること。「頻繁に—する」「東西文化の—」「人事—」

「交換」… とりかえること。やりとりすること。「物々—」「意見を—する」

委員 **【意見】** 「意見交流」を「意見交換」とする。

委員

【意見】 「第29条に意見交流する場を設け、町民が参加するまちづくりを推進します。」とありますが、「意見交換内容の公開」を追記できないでしょうか。

具体的な取り組み内容としては、議事録公開、会議のYouTube公開 等。